

## 「きんざい金融ホットライン」の受付状況（平成 27 年度上半期）

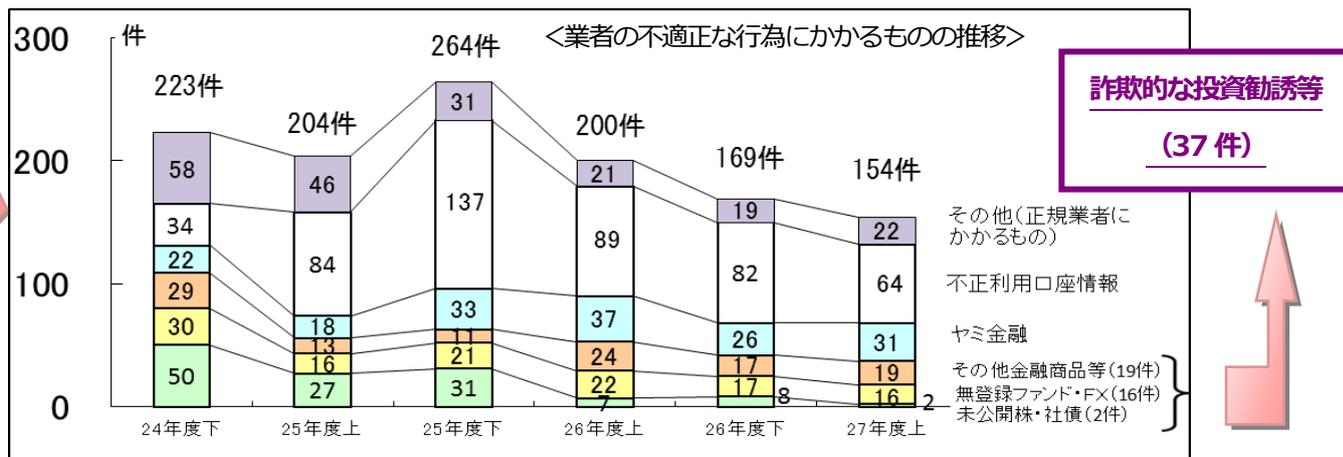
### 1. 今期の受付状況について

平成 27 年度上半期（27 年 4 月 1 日～9 月 30 日）において、「きんざい金融ホットライン」に 683 件（前期：662 件）の相談（照会等を含む）が寄せられました。

そのうち、「不適正な行為」にかかる相談が 154 件となっており、内訳は、①インターネット通販詐欺等で不正利用された口座情報が 64 件、②詐欺的な投資勧誘等（無登録ファンド等）にかかるものが 37 件、③ヤミ金融業者にかかるものが 31 件などとなっています。

< 「きんざい金融ホットライン」における相談受付件数の推移 >

区分	24年度下半期		25年度上半期		25年度下半期		26年度上半期		26年度下半期		27年度上半期	
総件数	814	-	765	-	781	-	761	-	662	-	683	-
一般的な照会	361	44.3%	326	42.6%	289	37.0%	364	47.8%	288	43.5%	309	45.2%
個別取引にかかるもの	453	55.7%	439	57.4%	492	63.0%	397	52.2%	374	56.5%	374	54.8%
業者の不適正な行為にかかるもの	223	27.4%	204	26.7%	264	33.8%	200	26.3%	169	25.5%	154	22.5%
その他	230	28.3%	235	30.7%	228	29.2%	197	25.9%	205	31.0%	220	32.2%



### 2. 特徴的な相談事例について

（事例 1）「被害回復型詐欺」 業者 A に対し、ファンドに投資した金銭について返金の交渉をしていたところ、別の業者 B から、そのお金を取り戻してあげると言われ、手数料として 30 万円を支払ったが、業者 B と連絡が取れなくなった。

（事例 2）「海外に所在する無登録業者との FX 取引」 海外に所在する業者において、FX 取引（外国為替証拠金取引）をしているが、当該業者とトラブルとなり、法外な損害賠償金を請求されている。

※当該業者は、金融庁のホームページで調べたところ、無登録業者であった。

#### —依然として、無登録ファンド等の詐欺被害が発生しています—

うまい儲け話はありません！少しでも不審に思った場合は、すぐにはお金の振り込み・手渡し・送付などをしないで、公的機関などに必ず相談しましょう。

## 【事例1】－被害回復型詐欺－

業者Aに対し、ファンドに投資した金銭について返金の交渉をしていたところ、別の業者Bから、そのお金を取り戻してあげると言われ、手数料として30万円を支払ったが、業者Bと連絡が取れなくなった。

知人が金銭トラブルに遭っており、どのようにアドバイスしたらよいかという相談。

知人は、以前、業者Aに勧誘されファンドに投資したが、満期になってもお金が戻らず、返金交渉をしていたところ、別の業者Bから、そのお金を取り戻してあげると言われ、手数料として30万円を支払ったが、業者Bと連絡が取れなくなりました。業者Aと業者Bの関係は分からない。

(60歳代女性)

## ポイント

1. 業者Bの行為については、「被害回復型詐欺」の可能性が高いため、速やかに最寄りの警察署に相談されるよう促しました。
2. 業者Aについては、行政は個別取引への仲介・斡旋はできないため、最寄りの消費生活センターを案内しました。
3. 株式、社債、ファンド等の販売・勧誘などを行うためには、金融庁・財務局の登録等が原則として必要です。業者名をお聞きすれば、金融商品取引業者の登録等の有無を確認することができます。
4. 無登録業者に関する情報を得た場合、①業務内容等の実態把握、(無登録で業務を行っていると認められた場合)②当該業者に対し直ちに業務を取り止めるよう電話又は文書等による警告、③警察当局への情報提供、④当局のホームページによる公表などの対応を行っています。
5. 金融商品取引業の登録等を受けている業者についても、金融庁・財務局がその業者の信用力等を保証するものではありません。その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解したうえで、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

(参考)金融商品取引業の登録を受けた業者については、金融庁ホームページの「免許・許可・登録を受けている業者一覧」で検索できます。

## 特徴的な相談事例

### 【事例2】－海外に所在する無登録業者とのFX取引－

海外に所在する業者においてFX取引をしているが、当該業者とトラブルとなり、法外な損害賠償金を請求されている。

海外に所在する業者において、FX取引(外国為替証拠金取引)を行うために、証拠金10万円を振り込んだ。

FX取引で損失が生じ、追加の証拠金を求められたが、納得ができず支払わなかったところ、当該業者とトラブルとなり、法外な損害賠償金を求められている。

(40歳代男性)

### ポイント

1. 海外の業者であっても、日本居住者のために又は日本の居住者を相手方として、金融商品取引業を行う場合、金融庁・財務局の登録等が原則として必要です。登録を受けずに金融商品取引業を行うことは、禁止されています。
2. 上記の業者は、金融庁のホームページの「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」において、警告書の発出を行った無登録の海外所在業者として掲載されています。
3. 最近、海外の業者が、金融商品取引業の登録等を受けることなく、インターネット上に日本語のホームページを開設し、FX取引や有価証券投資の勧誘等を行っている事例が見受けられ、「出金に応じてもらえない。」、「連絡が取れなくなった。」等のトラブルが多発しています。
4. 金融商品取引業の登録等を受けている業者についても、金融庁・財務局がその業者の信用力等を保証するものではありません。その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解したうえで、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

(参考)金融商品取引業の登録を受けた業者については、金融庁ホームページの「免許・許可・登録を受けている業者一覧」で検索できます。

「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について(警告書の発出を行った無登録の海外所在業者)」は、金融庁のホームページに掲載しています。

## きんざい金融ホットラインについて

近畿財務局では、平成22年7月1日より金融サービス等に関する利用者からの相談等に一元的に対応する「きんざい金融ホットライン」を開設し、半期(6か月間)ごとの受付状況を公表しています。

### 1. 利用者から寄せられた情報等の活用

#### (1) 情報等への近畿財務局の対応

イ. 利用者保護の観点から、きんざい金融ホットラインに寄せられた相談等は、監督上の有益な情報として活用しています。

具体的には、無登録業者等による未公開株・ファンドの取引に関する情報や、ヤミ金融業者に関する情報を得た場合は、監督指針に基づき、以下のような対応を行っています。

①業務内容等の実態を確認

②無登録で業務を行っていると認められた場合は、当該業者に対し直ちに業務を取り止めるよう電話又は文書等による警告

③警察当局への情報提供

ロ. 近畿財務局では、無登録で金融商品取引業を行っている業者に対して警告を行った場合には、業者の商号、所在地、業務の内容等を当局ホームページの「無登録業者に対する警告等」において公表しています。

#### (2) 関係機関との連携

イ. 悪質で詐欺的な投資勧誘等による被害防止や情報収集の強化の観点から、近畿財務局管内の消費生活センターと連携しています。

ロ. 警察当局への情報提供のほか、必要に応じて情報交換を行うなどの連携を図っています。

### 2. 金融犯罪被害防止に向けた取組

近畿財務局では、特殊詐欺※の撲滅に向けて、各府県の警察本部と連携し、金融機関に対して、窓口・ATM利用者に対する水際対策(声掛け、預金小切手の推奨等々)の徹底要請などを行っています。

また、管内の地域のコミュニティや社会福祉協議会などからの要請を受け、「金融犯罪被害の防止」に向けた出前講座(無料)の実施や、金融犯罪被害に遭わないための注意喚起情報等をまとめたリーフレット「金融トラブルハンドブック」の作成・配布をしており、ご希望に応じて対応しています。

※ 特殊詐欺とは、振り込み詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺)に加え、類似詐欺(金融商品等取引名目詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺、異性との交際あっせん名目詐欺、その他の特殊詐欺)の8種類の総称です。

#### 「きんざい金融ホットライン」

電話番号：06-6949-6259 (受付時間 平日 9:00～17:00)

F A X：06-6949-6790

M A I L：k-hotline@kk.lfb-mof.go.jp

郵便：〒540-8550 大阪市中央区大手前4-1-76 近畿財務局 きんざい金融ホットライン